

学校法人京都成安学園評議員旅費規程

制定日 平成29年 2月13日

最終改正施行日 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の評議員に対する旅費の支給について、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

(支給対象の会議等)

第2条 旅費は、次の場合に支給する。

- (1) 寄附行為第19条に定める評議員会への出席
- (2) その他理事長が必要と認めた場合

(評議員ごとの旅費)

第3条 評議員の旅費の支給については、学校法人京都成安学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第23条第1項の各号に規定する評議員ごとに次のとおりとする。

- (1) 第1号に定める評議員 学校法人京都成安学園旅費規程の規定により支給
- (2) 第2号に定める評議員 この規程により支給
- (3) 第3号に定める評議員 支給しない
- (4) 第4号に定める評議員 この規程により支給

2 前項第4号の規定にかかわらず、本法人の理事たる評議員については、支給しない。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、居住地から評議員会の会場までの区間について、公共交通機関を利用した場合の実費を全額支給する。

- 2 旅費は、鉄道及びバス運賃とし、別表第1によって支給する。
- 3 旅費は、原則として、経済的かつ合理的な判断により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると法人本部長が認めた場合は、現に使用した順路により計算する。
- 4 鉄道の片道距離が100キロメートル以上の場合は、特別急行列車を利用することができる。
- 5 宿泊費は、これを支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情があると法人本部長が認めた場合は、別表第2により宿泊費を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

利用交通機関		運賃・料金等	支給条件等
鉄道	在来線	運賃	距離にかかわらず支給
		普通車指定席特急料金	片道100キロメートル以上の場合支給
	新幹線	運賃	片道100キロメートル以上の場合支給
		普通車指定席特急料金	片道100キロメートル以上の場合支給
バス	路線バス	運賃	距離にかかわらず支給

別表第2（第4条第5項関係）

宿泊地	宿泊費（1泊）支給上限額
東京都・政令指定都市	13,000円
東京都・政令指定都市以外	10,000円

注. 支給額は、上記の額を上限とし、それを超える額は自己負担とする。